

平成18年度丸亀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年丸亀市条例第197号）第6条の規定に基づき、平成18年度の丸亀市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成19年12月

丸亀市長 新井 哲二

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況 (平成18年度)

任用		退職		
採用	昇任	定年	勸奨	自己都合 その他
12人	238人	37人	16人	12人

(2) 採用試験の実施状況 (平成18年度)

種類	区分	内容	職種等	
競争試験	上級（大学卒程度）	1次試験	教養試験 専門試験 適正検査 口述試験 身体検査	建築士
		2次試験		
	中級（短大卒程度）	1次試験	教養試験 専門試験 適正検査 口述試験 身体検査	保育士
		2次試験		

(注) 18年度の採用試験の採用は、19年度4月である。

(3) 採用者数 (平成18年度、単位：人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級（大学卒程度）	保健師	21	2
		消防士	33	4
	中級（短大卒程度）	消防士	3	1

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成17年度	平成18年度			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	9人	9人	0人	
		総務	152人	139人	△13人	
		税務	39人	38人	△1人	
		民生	298人	292人	△6人	
		衛生	129人	123人	△6人	
労働		1人	1人	0人		
農林水産		33人	31人	△2人		
商工土木		10人	10人	0人		
	70人	68人	△2人			
	小 計	741人	711人	△30人	<参考> 人口1000人当たり職員数638人 (類似団体の人口1000人当たり職員数688人)	
	教育部門	192人	176人	△16人		
	消防部門	121人	125人	4人	消防士5人採用	
	小 計	313人	301人	△12人	<参考> 人口1000人当たり職員数271人 (類似団体の人口1000人当たり職員数331人)	
公営企業等 会計部門	水 道	53人	50人	△3人	地域包括支援センター11人配置	
	下 水 道	21人	18人	△3人		
	その他	65人	72人	7人		
	小 計	139人	140人	1人		
合 計		1, 193人	1, 152人	△41人	減数は全体として退職者不補充による	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	職員数	0	12	42	107	126	113	87	120	166	172	207	

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	223人削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

980人

Ⅱ 職員の給与に関すること

1 総括

(1) 人件費の状況「普通会計決算」

(平成18年度)

住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
111,511人	354億3019万1千円	14億5798万7千円	94億4179万9千円	26.6%

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

(2) 職員給与費の状況「普通会計決算」

(平成18年度)

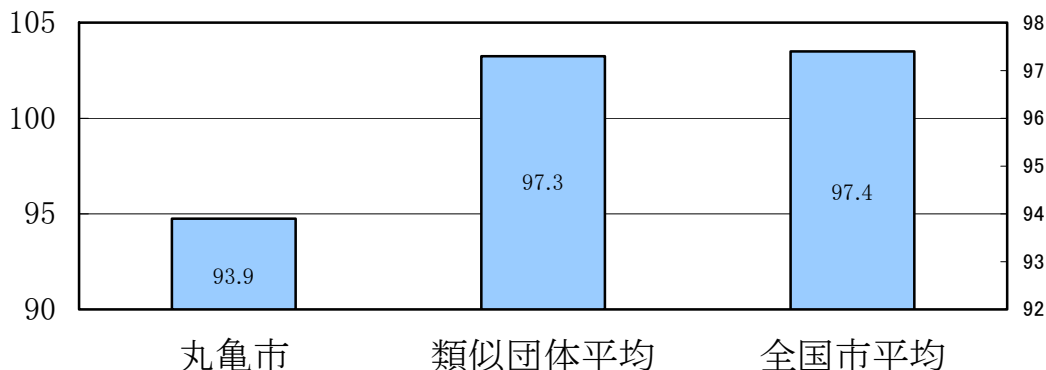
職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
951人	40億9806万2千円	5億2257万6千円	17億3229万5千円	63億5293万3千円	6,680千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 職員数は普通会計に属する職員数である。

(3) ラスパイレス指数の状況 (18年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成17年3月22日に合併したため、5年前(平成13年)のデータは存在しない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	45.9 歳	356,486 円	418,877 円	387,033 円
香川県	43.2 歳	349,231 円	400,849 円	369,969 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
類似団体	43.3 歳	346,701 円	411,150 円	382,111 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	44.9 歳	324,433 円	368,810 円	340,680 円
香川県	47.8 歳	348,505 円	393,565 円	364,903 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
類似団体	46.9 歳	320,077 円	352,414 円	339,523 円
民間事業者平均	53.4 歳	—	372,479 円	—

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	45.3 歳	349,717 円	374,159 円
香川県	44.7 歳	392,749 円	435,592 円
類似団体	43.1 歳	339,622 円	358,027 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、これら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円 (166,796 円)	165,094 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円 (135,632 円)	134,248 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	138,400 円 (135,632 円)	138,904 円	—
教育職	大学卒	170,200 円 (166,796 円)	184,785 円	—

(注) 丸亀市は平成18年度、補職に応じ10～2%の時的限的給料カットを実施しており()
内は減額後の額である。また、香川県は減額後の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	278,400 円	333,600 円	380,700 円
	高校卒	243,300 円	278,400 円	327,500 円
技能労務職	高校卒	231,200 円	263,000 円	287,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (18年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務	4人	0.4 %
2 級	1 定型的業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務 2 相当高度な知識を必要とする定型的業務を行う主事補若しくは技師補の職務又はこれに相当する職務	33人	2.9 %
3 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	128人	11.1 %
4 級	副主任の職務又はこれに相当する職務	183人	15.9 %
5 級	主任の職務又はこれに相当する職務	84人	7.3 %
6 級	1 担当長の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務	142人	12.3 %
7 級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 保育所長若しくは幼稚園長の職務又はこれに相当する職務 3 困難な業務を処理する担当長の職務又はこれに相当する職務 4 副主幹の職務又はこれに相当する職務	398人	34.5 %
8 級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務 3 困難な業務を処理する保育所長若しくは幼稚園長の職務又はこれに相当する職務 4 主幹の職務又はこれに相当する職務 5 困難な業務を処理する副主幹の職務	126人	10.9 %
9 級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長の職務又はこれに相当する職務	53人	4.6 %
10 級	困難な業務を処理する部長の職務又はこれに相当する職務	1人	0.1 %

(注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
18年度	職 員 数 A	1,152 人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	20 人
	比 率 B/A	1.7 %
区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	1,193 人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	16 人
	比 率 B/A	1.3 %

(注) 1 職員数は、各年4月1日現在の人数である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (18年度) 1,778 千円	1人当たり平均支給額 (18年度) 1,872 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (18年4月1日現在)

丸 亀 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.0 月分 27.3 月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%) 1人当たり平均支給額 23,528千円 (18年度)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55月分 勤続25年 33.5 月分 41.34月分 勤続35年 47.5 月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)		62,601千円	
支給職員1人当たり平均支給月額 (18年4月分)		10,300円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年4月分)		41.4 %	
手当の種類 (手当数)		20 (公営企業分含む)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1) 生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	(1) 月額 8,000 円
	(2) 保育所に勤務する保育士		(2) 月額 4,000 円
2 行旅病死等処理手当	(1) 行旅病人の処遇業務 (2) 行旅死人等の処理業務	行旅病死等処理業務に従事したとき	(1) 1件につき 2,000 円 (2) 1件につき 10,000 円
3 老人ホーム業務手当	老人ホームに勤務する者 (1) 看護師又は寮母 (父) (2) 調理員		(1) 月額 4,000 円 (2) 月額 3,000 円
4 保健業務手当	(1) 保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2) 看護師が訪問診療の業務に従事したとき		(1) 日額 200 円 (2) 半日 100 円
5 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき		1件につき 1,000 円 1日につき 2,000 円
6 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき		
	(1) 死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2) その他の葬祭業務に従事したとき		(1) 1件につき 1,200 円 (2) 1件につき 600 円
7 清掃作業手当	1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき		1
	(1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき (2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき		(1) 日額 1,250 円 半日 630 円 (2) 日額 1,250 円 半日 630 円
	2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、当該金額のほか次の手当を支給する。 (1) 監督員 (2) 清掃指導員又は班長 (3) 副班長 (4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者		2
	3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき		3 1件につき 500 円

8 汚物処理手当	1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき (1) 午前及び午後各 1 回以上従事したとき (2) 午前又は午後 1 回以上従事したとき	(1) 1 日につき 1,000 円 (2) 1 日につき 500 円
9 変則・不規則業務手当	競艇事業部に勤務する者が競艇開催時に業務に従事したとき	日額 800 円 半日 400 円
10 消防業務手当	1 消防本部・署に勤務する者 (1) 交替制勤務に従事する者 (2) 上記以外の消防吏員 2 水火災等の出動に従事したとき 3 救急出動の業務に従事したとき (1) 救急救命士 (2) 上記以外 4 非番の者が招集されたとき 5 夜間に特殊業務に従事したとき (1) 5 時間以上 (2) 2 時間以上 5 時間未満 (3) 2 時間未満 6 火災現場において、火災の原因及び損害調査の業務に従事したとき	1 (1) 月額 4,000 円 (2) 月額 1,500 円 2 1 回につき 400 円 3 (1) 1 回につき 400 円 (2) 1 回につき 300 円 4 1 回につき 400 円 5 (1) 1 回につき 700 円 (2) 1 回につき 500 円 (3) 1 回につき 300 円 6 1 回につき 200 円
11 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円 半日 150 円
12 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	日額 400 円 半日 200 円
13 年末年始勤務手当	1 12 月 29 日から 12 月 31 日までの間において業務に従事したとき 2 1 月 1 日から 1 月 3 日までの間において業務に従事したとき	1 日額 6,000 円 半日 3,000 円 2 日額 8,000 円 半日 4,000 円
14 航路手当	航路を利用し通勤する者	月額 8,000 円
15 企業手当	能率向上のため、企業性の発揮を必要とする業務に従事した職員（管理職員除く）	月額 給料月額に 100 分の 2 を乗じて得た額
16 停水処分手当	給水の停止処分に従事したとき	1 件につき 200 円
17 危険作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	日額 300 円 半日 150 円
	次亜塩素酸ナトリウム又はオゾンの漏えい時に事故処理作業に従事したとき	30 分未満 250 円 30 分以上 500 円
	劇物又は有害ガス発生物質を使用した水質検査	日額 300 円 半日 150 円
18 変則勤務手当	浄水場の交替勤務する職員が祝日に勤務したとき	1 回 800 円

19 徴収手当	外勤し、水道料金等の徴収業務及び検針困難箇所の再検針業務に従事したとき	1件につき70円
20 非常招集手当	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため 週休日及び休日の午前8時30分から翌日の午前8時 30分まで非常招集に備えて待機したとき	1回1,000円
	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため 週休日及び休日以外の日の午後5時15分から翌日の 午前8時30分まで非常招集に備えて待機したとき	1回600円
	給配水管等の維持管理及び修繕に関する業務のため 非常招集に応じて業務に従事したとき	1回1,500円

- (注) 1 表中15～20の特殊勤務手当は、水道企業職員に該当する特殊勤務手当である。
2 丸亀市は平成18年度、上記特殊勤務手当の額から一律5%の時限的カットを実施している。

(4) 時間外勤務手当等

支給実績(18年度決算)	284,325千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度)	246,810円

(5) その他の手当(18月4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給月額(18年4月分)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 各6,000円 扶養親族でない配偶者を有する場合1人目 6,500円 配偶者がいない場合1人目 11,000円 その他 各5,000円 満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円 	同	—	122,217千円	18,100円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家 (月額12,000円を超える家賃を支払う職員) 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-10,000円 家賃月額23,000円超⇒(家賃月額-23,000円)×1/2+13,000円 (最高限度額29,000円) 持家 月額3,000円(5年を経過するまでは4,500円) その他 月額2,000円(2人以上の職員が同一家屋に居住する場合2人目以上1,000円) 	異	借家 +2,000円 持家 +2000円 5年超・その他 国なし	71,939千円	5,400円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用 運賃相当額(最高限度額55,000円) 自動車等を使用 片道 2～5km未満 2,600円. 5～10km未満 5,000円 10～15 " 7,500円. 15～20 " 10,000円 20～25 " 12,600円. 25～30 " 15,100円 30～35 " 17,600円. 35～40 " 20,100円 40～45 " 22,600円. 45～50 " 25,200円 50km以上 27,700円 	異	自動車 各距離に応じ +600円～ +5,000円	62,930千円	5,400円
管理職	部長級15%、課長級12%、室長級10%、副課長級9%	異	国25%上限	124,949千円	40,900円

手当	担当長級5% (職責手当)				
宿日直 手当	勤務1回につき4,200円	同	—	2,381千円	19,300円

(注) 丸亀市は平成18年度、上記のうち管理職手当の額から一律5%の時限的カットを実施している。

5 特別職の報酬等の状況

(18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	(776,800円) 971,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	助 役	(612,000円) 765,000円	1,010,000円/677,600円
	収 入 役	(565,600円) 707,000円	821,000円/611,200円
報 酬	議 長	(556,700円) 586,000円	750,000円/564,000円
	副 議 長	(486,400円) 512,000円	570,000円/432,000円
	副 議 員	(434,150円) 457,000円	515,000円/382,000円
期 末 手 当	市 長 助 役 収 入 役	(18年度支給割合) 3.3 月分	483,000円/269,600円
	議 副 議 長 員	(18年度支給割合) 3.3 月分	
退 職 手 当	市 長 助 役 収 入 役	(算定方式) 給料月額×5×在職年数 給料月額×4×在職年数 給料月額×3×在職年数	(支給時期) 退職した日から1月以内 退職した日から1月以内 退職した日から1月以内

(注) 1 丸亀市は平成18年度、特別職20%、議員5%の時限的報酬カットを実施しており、()は減額後の額である。地方自治法の改正により、19年度から助役は副市長に変更となり、収入役は廃止。

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間

(平成18年4月1日現在)

区 分	時 間 等
開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
休 憩 時 間	45分 (午後12時15分～午後1時)
休 息 時 間	30分 (午後12時～午後12時15分、午後5時～午後5時15分)
週 休 日	日曜日及び土曜日
1 週 間 の 正規の勤務時間	40時間

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成18年4月1日現在)

休暇の種類	事 由	期 間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
		私傷病の場合 180日	
特別休暇 (期間省略)	選挙権等の行使、証人・参考人として出頭、骨髄移植、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、出産補助休暇、出産前後の夫の育児参加、子の看護休暇、忌引き、追悼、夏季休暇、災害等により住居が損壊した場合等の復旧、災害等により交通機関の事故等により出勤が困難、災害等により退勤途上の危険回避、生理休暇、保健指導・健康診査休暇		有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度

(平成18年4月1日現在)

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

1 分限処分の状況

(平成18年度)

内 容	人数	事案の概要
休職	3人	心身の故障2人、 刑事事件に関し起訴1人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況

(平成18年度)

内 容	人数	概 要
免職	1人	法令に違反(収賄)

V 職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況

(平成18年度)

件数
8

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修

(平成18年度)

区 分	修了者数 (延べ人数)
一 般 研 修 (階層別研修)	99人
特 別 研 修 (専門研修・教養研修)	129人
派 遣 研 修 (海外研修・市町村アカデミー・国際文化研修所・自治大学校ほか)	46人
独 自 研 修 (人権教育研修・人事考課研修)	1,693人

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成18年4月1日現在)

評定の目的	職員一人ひとりの能力や適性を活かし、伸ばすことによる多彩な人材育成・確保や能力・実績に応じた処遇によるインセンティブの付与など。		
評 定 者		第一次評定者	第二次評定者
	部 長 等	助役等	—
	課 長 等	部長等	—
	副 課 長 等	課長等	部長等
	一 般 職	副課長等	課長等
対象職員	職 種	全職種 (医師を除く。)	
	職 位	全職位 (医師を除く。)	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

福利厚生状況

(平成18年4月1日現在)

区分	内容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施、職場の分煙対策など
共済組合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金＝組合員期間が1カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 <p>◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	短期人間ドック等補助金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況

(平成18年度)

公務災害	通勤災害	計
11件	5件	16件

3 措置要求・不服申立て

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

17年度末 継続件数	18年度内 要求件数	18年度内 処理件数	18年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

17年度末 継続件数	18年度内 申立件数	18年度内 処理件数	18年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件